目次

第一章 総則 (第一条—第四条)

第二章 全国がん登録

第一節 全国がん登録データベースの整備

(第五条)

第二節 情報の収集、記録及び保存等 (第六条—第十六条)

第三節 情報の利用及び提供 (第十七条—第二十二条)

第四節権限及び事務の委任(第二十三条・第二十四条)

第五節 情報の保護等 (第二十五条—第三十八条)

第六節 雜則 (第三十九条—第四十三条)

第三章 院内がん登録等の推進 (第四十四条・第四十五条)

第四章 がん登録等の情報の活用 (第四十六条—第四十八条)

第五章 雜則 (第四十九条—第五十一条)

第六章 罰則 (第五十二条—第六十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、 がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康

にとって重大な問題となっている現状に鑑み、 がん対策基本法 (平成十八年法律第九十八号) の趣旨にの

国民に対するがん、

がん医療等及びがんの予防に

つ

V)

ての

情

(がん医療及びがん検診

以下

「がん医療等」という。)の質の

向

上並

び

にが、

ん

の予防

の推進をいう。

以下同じ。)、

つとり、

がん医療の質の向上等

報提供 の充実その他 のが ん対策を科学的知見に基づき実施するため、 全国がん登録の実施並びにこれに係

る情報 の利用及び提供、 保護等について定めるとともに、 院内がん登録等の推進に関する事項を定め、 あ

わせて、 がん登録等により得られた情報の活用について定めることにより、 がんの罹患、 診療、 転帰等の

状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、 もってがん対策の一層の充実に資することを

目的とする。

(定義)

この法律において 「がん」 とは、 悪性新生物その他の政令で定める疾病をいう。

2 この法律において「がん登録」とは、 全国がん登録及び院内がん登録をいう。

3 この法律において「全国がん登録」とは、 国及び都道府県による利用及び提供の用に供するため、この

法律の定めるところにより、 国が国内におけるがんの罹患、 診療、 転帰等に関する情報をデータベ ース

(情報 の集合物であって、 当該情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した

ものをいう。以下同じ。)に記録し、及び保存することをいう。

4 この法律において 「院内がん登録」 とは、 がん医療の提供を行う病院において、 そのがん医 |療の状況を

適 確 に把握するため、 当該病院において診療が行われたがんの罹患、 診療、 転帰等に関する詳細な情況 報を

記録し、及び保存することをいう。

5 この法律において「がんに係る調査研究」とは、がん、 がん医療等及びがんの予防に関する統計の作成

その他 の調査研究 (匿名化を行った情報を当該調査研究の成果として自ら利用し、 又は提供することを含

む。)をいう。

- 6 この法律において 「全国がん登録データベース」とは、 第五条第一 項の規定により整備されるデータベ
- ースをいう。
- 7 この 法律において「全国がん登録情報」とは、 全国がん登録データベースに記録された第五条第一項に
- 規定する登録情報 (匿名化が行われていないものに限り、 次章第二節及び第三節の規定により利用し、 又
- は提供される場合を含む。)をいう。
- 8 この法律において 「都道府県が ん情報」 とは、 全国がん登録情報のうち、 これを利用しようとする都道
- 府県の名称が第五条第一 項第二号の情報として記録されたがん及び当該都道府県の区域内の第六条第一項
- に規定する病院等から届出がされたがんに係る情報 (匿名化が行わ れ てい な 1 も の に限り、 次章第一 二節及
- び第三節 の規定により利用し、 又は提供される場合を含む。) をいう。
- 9 法律において 「匿名化」 とは、がんに罹患した者に関する情報を当該がんに罹患した者の 識別 他
- の情報との照合による識別を含む。第十五条第一項及び第十七条第一項において同じ。)ができないよう
- に加工することをいう。
- 10 この法律において 「特定匿名化情報」とは、 第十五条第一項の規定により匿名化が行われた情報並

第二十一条第五項及び第六項の規定により全国がん登録データベースに記録された情報をいう。

(基本理念)

全国が ん登録については、 がん対策全般を科学的知見に基づき実施する上で基礎となるものとして、

広範な情報の収集により、 がんの罹患、 診療、 転帰等の状況ができる限り正確に把握されるものでなけれ

ばならない。

2 院内がん登録については、これが病院におけるがん医療の分析及び評価等を通じてその質の向上に資す

るものであることに鑑み、 全国がん登録を通じて必要な情報が確実に得られるよう十分な配慮がなされる

とともに、その普及及び充実が図られなければならない。

3 が ん対策 の充実のためには、 全国がん登録 の実施のほか、 がんの診療の状況を適確に把握することが必

要であることに鑑み、 院内が ん登録により得られる情報その他 のが んの診療に関する詳細な情報 (以 下

「がん診療情報」という。)の収集が図られなければならない。

4 全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報については、これらががん患者の診療等を通

じて得られる貴重な情報であることに鑑み、 民間によるものを含めがんに係る調査研究のために十分に活

用されるとともに、その成果ががん患者及びその家族をはじめとする国民に還元されなければならない。

5 が λ の罹患、 診療、 転帰等に関する情報が特に適正な取扱いが求められる情報であることに鑑み、 がん

登録及びがん診療情報の収集に係るがんに罹患した者に関する情報は、 厳格に保護されなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第四条 国 都道府県、 市町村、 病院及び診療所の開設者及び管理者並びに前条第四項に規定する情報の提

供を受ける研究者は、 同条の基本理念の実現を図るため、 相互に連携を図りながら協力しなければならな

\ \ \ \

第二章 全国がん登録

第一節 全国がん登録データベースの整備

第五条 厚生労働大臣は、 次節の定めるところにより収集される情報に基づき、 原発性のがんごとに、 登録

情報 (次に掲げる情報及び附属情報をいう。 次節において同じ。)並びに第十五条第一項の規定により匿

名化を行った情報並びに第二十一条第五項及び第六項の規定により記録することとなる情報を記録し、 及

び保存するデータベースを整備しなければならない。

- 一 当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所
- 当該が、 んに罹患した者の当該が んの 初 口 の診 断に係る住所 (厚生労働省令で定める場合にあっては、

厚生労働省令で定める住所)の存する都道府県及び市町村の名称

- \equiv 診断により当該がんの発生が確定した日として厚生労働省令で定める日
- 四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項
- 五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項
- 六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項
- 七 当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項
- 八 当該が λ の診断又は治療を行った病院又は診療所に関 し厚生労働省令で定める事 項
- 九 当該が、 んに罹患した者の生存確認情報 (生存しているか死亡したかの別及び生存を確認した直近の日
- として厚生労働省令で定める日 (死亡を確認した場合にあっては、その死亡の

 日及びその死亡の原因に

関し厚生労働省令で定める事項)をいう。以下同じ。)

十 その他厚生労働省令で定める事項

2 前項の 「附属情報」 とは、 次条第一項に規定する病院等から同項の規定による届出 同 [項の厚生労働省

令で定める期間を経過した後に行われる同項に規定する届出対象情報 の届出 (その届) け出る る情報に つい 7

がんに係る調 査研究における有用性が認められないものとして政令で定める届出を除く。) を含む。 同条

第二項及び第五項並びに第七条第一項を除き、以下この章において単に「届出」という。)がされた次条

第一項に規定する届出対象情報をいう。

3 第一 項のデータベースの整備に当たっては、 同一人の複数の原発性のがんの把握が容易となるようにす

るものとする。

第二節 情報の収集、記録及び保存等

(病院等による届出)

第六条 病院又は次項の規定により指定された診療所 (以下この章において「病院等」という。) の管理者

は、 原発性のがんについて、 当該病院等における初回の診断が行われたとき(転移又は再発の段階で当該

病院等における初回の診断が行われた場合を含む。)は、厚生労働省令で定める期間内に、 その診療の過

程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報 以下 「届出対象情報」 という。) を当該病院等

の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

一 当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所

当該病 院等 の名称その他当該病院等に関し厚生労働省令で定める事項

三 当該がんの診断日として厚生労働省令で定める日

四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項

五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項

六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項

七 当該 病院等が行った当該が λ の治療 \mathcal{O} 内容に関し 厚生労働省令で定める事項

八 当該が んに罹患した者の死亡を確認 した場合にあっては、 その 死亡 \mathcal{O} H

九 その他厚生労働省令で定める事項

2 都道 府県知事は、 厚生労働省令で定めるところにより、 その開設者の同意を得て、 当該都道府県の区域

内の診療所のうち、届出対象情報の届出を行う診療所を指定する。

3 都道 府県知事は、 前項の規定による指定を行うに当たっては、 診療に関する学識経験者の団体の協力を

求めることができる。

4 第二項の規定により指定された診療所は、 その指定を辞退することができる。

5 都道府県知事は、 第二項の規定により指定された診療所の管理者が第一項の規定に違反したとき又は当

該診療所が同項の規定による届出を行うことが不適当であると認めるときは、その指定を取り消すことが

できる。

(届出の勧告等)

第七条 都道府県知事は、 病院の管理者が前条第一項の規定に違反した場合において、 がんの罹患、 診療、

転帰等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、 当該管理者に対し、 期限を定めて当該違反

に係る届出対象情報の届出をするよう勧告することができる。

2 都道府県知事は、 前項の規定による勧告を受けた病院の管理者が、 同項の期限内にその勧告に従わなか

ったときは、その旨を公表することができる。

(都道府県知事による審査等及び提出)

第八条 都道府県知事は、 当該都道府県の区域内の病院等から届出がされた届出対象情報について審査及び

整理を行い、 その結果得られた第五条第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登

録情報 (以下この章にお いて 「都道府県整理情報」 という。) を厚生労働大臣に提出 しなければならな

2 都道 府県知事は、 前項の規定による審査及び整理を行うに当たっては、 全国がん登録データベースを用

いて、都道府県がん情報を利用することができる。

(厚生労働大臣による審査等及び記録)

第九条 厚生労働大臣は、 前条第一 項の規定により都道府県知事から提出された都道府県整理情報について

審査及び整理を行い、 その結果得られた第五条第一 項の規定により全国がん登録データベ ースに記録され

るべき登録情報を全国がん登録データベースに記録しなければならない。

2 厚生労働大臣は、 前項の規定による審査及び整理を行うに当たっては、 全国がん登録データベースを用

いて、全国がん登録情報を利用することができる。

(厚生労働大臣による審査等のための調査)

第十条 厚生労働大臣は、 前条第 一項の規定による審査及び整理を行うに当たって、がんに罹患した者の氏

名、 がんの種類その他の厚生労働省令で定める事項に関する調査を行う必要があると認めるときは、 その

旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

2 前 項 の規定による通知を受けた都道府県知事 は、 当該通知に係る事項に関する調査を行い、 その結果を

厚生労働大臣に報告するものとする。

(死亡者情報票の作成及び提出)

にあっては、区長とする。

次項において同じ。)は、戸籍法

(昭和二十二年法律第二百二十四号)

による

第十一条 市町村長 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市

死亡の届書その他の関係書類に基づいて、 死亡者情報票 (死亡した者に関する氏名、 性別、 生年月日、 死

亡の時における住所、 死亡の日、 死亡の原因、 死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の名称及び所在 地

その他 の厚生労働省令で定める情報 の電磁的記録 (電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては 認

識することができない方式で作られる記録であって、 電子計算機による情報処理の用に供されるものをい

う。)又はこれらの情報を記載した書類をいう。以下この章において同じ。)を作成し、これを都道府県

の設置する保健所の長 (地域保健法 (昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市又は特

別区にあっては、 当該市又は特別区の設置する保健所の長) に提出しなければならない。

2 前項の保健所の長は、 同項の規定により市町村長から提出された死亡者情報票を審査し、 これを都道府

県知事に提出しなければならない。

3 都道 府県知事 は 前項 の規定により第一 項の保健所の長から提出された死亡者情報票を審査し、 これを

厚生労働大臣に提出しなければならない。

(死亡者情報票との照合及びその結果の記録)

第十二条 厚生労働大臣は、 全国が、 ん登録情 報 (第八条第一項の規定により都道府県知事から提出された都

道府県整理情報のうち、 まだ全国がん登録データベ ースに記録されてい ない情報を含む。 以下 「全国がん

登録情 報等」という。) を前条第三項の規定により提出された死亡者情報票に記録され、 又は 記 載された

情報と照合し、 その結果判明した生存確認情報及び死亡者新規がん情報 (死亡者情報票に記録され、 又は

記載された情報により厚生労働大臣が新たに把握したがんに関し、 第五条第一 項の規定により全国が . ん登

録データベースに記録されるべき登録情報をいう。 第十四条において同じ。)を全国がん登録データベー

スに記録しなければならない。

2 前 頭の規定による照合は、がんに係る調査研究のためにがんに罹患した者が生存しているか死亡したか

の別を調査する必要があると認められる期間として政令で定める期間が経過した全国がん登録情報等につ

いては、 死亡者情報票のうち、 がんの罹患に関する情報が記録され、 又は記載されているものとだけ行う

ものとする。

(死亡者情報票との照合のための調査)

厚生労働大臣は、 前条の照合を行うに当たって、がんに罹患した者の氏名、がんの種類その他の

厚生労働省令で定める事項に関する調査を行う必要があると認めるときは、その旨を関係都道府県知事に

通知するものとする。

2 第十条第二項の規定は、 前項の規定による通知を受けた都道府県知事について準用する。

(死亡者新規がん情報に関する通知)

第十四条 厚生労働大臣は、 死亡者新規がん情報が判明したときは、 その死亡者情報票に係る死亡診断書の

作成に係る病院又は診療所の所在地の都道府県知事その他の厚生労働省令で定める都道府県知事に対し、

その旨並びに当該病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項を通知するものと

する。

(全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報の保存及び匿名化)

第十五条 調 査研 究のためにがんに罹患した者の識別ができる状態で保存する必要があると認められる期間として政 厚生労働大臣は、 全国が、 ん登録データベ ースにおける全国が ん登録情報については、 がんに係る

令で定める期間保存するとともに、 当該期間を経過した後においては政令で定める期間内にその匿名化を

行わなければならない。

2 厚生労働大臣は、 前項の規定による匿名化を行おうとするときは、 あらかじめ、 審議会等 (国家行政組

織法 (昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴か

なければならない。

3 前 項に規定する審議会等の委員その他の構成員には、 がん、 がん医療等又はがんの予防に関する学識経

験のある者及び個 人情報の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

(協力の要請)

第十六条 都道府県知事及び第十一条第一項の保健所の長は、 この節の規定の施行のため必要があると認め

るときは、 市町村、 病院等の管理者その他の関係者に対し、 資料の提出、 説明その他の協力を求めること

ができる。

第三節 情報の利用及び提供

(厚生労働大臣による利用等)

第十七条 厚生労働大臣は、 国のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、 これに

必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報又は特定匿名化情報を自ら利用し、

又は次に掲げる者に提供することができる。 ただし、 当該利用又は提供によって、その情報により識別を

することができるがんに罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められると

きは、この限りでない。

に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。) 玉 の他の行政機関及び独立行政法人 (独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第二条第一項

国の行政機関若しくは独立行政法人から国のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調

査研究の委託を受けた者又は国の行政機関若しくは独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を

行う者

- 三 前号に掲げる者に準ずる者として厚生労働省令で定める者
- 2 厚生労働大臣 は、 前項 の規定による利用又は提供を行おうとするときは、 あらかじめ、 第十五条第二項

に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

(都道府県知事による利用等)

第十八条 都道府県知事は、 当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のた

め、 これに必要な限度で、 全国がん登録データベー スを用いて、 当該都道府県に係る都道府県が ん情報 報又

はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用 Ĺ 又は次に掲げる者に提供することができる。 この場合にお

ては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。 当該 都 道 府県が設立 した地方独立行政法人 (地方独立行政法人法 次号及び次条第一項において同じ。) (平成十五年法律第百十八号)

当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人から当該都道府県のが ん対策の企画

立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該都道府県若しくは当該都道府

県が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者

- \equiv 前号に掲げる者に準ずる者として当該都道府県知事が定める者
- 2 よる利用若しくは提供を行おうとするときは、あらかじめ、 都道 府県知事は、 前項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定め、 審議会その他の合議制の機関の意見を聴かな 又は同 項 の規定に

ければならない。

- 3 前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの
- 予防に関する学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

(市町村等への提供)

第十九条 都道 府県知事は、 次に掲げる者から、 当該市町村のが ん対策の企画立案又は実施に必要ながんに

係る調査研究のため、 当該都道府県に係る都道府県が ん情報のうち第五条第一項第二号の情報として当該

市 ·町村の名称が記録されているがんに係る情報又はこれに係る特定匿名化情報の提供の求めを受けたとき

これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うものとする。この場合に

おいては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

は、

当該都道府県の区域内の市町村の長又は当該市町村が設立した地方独立行政法人

- 当該. ん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該市 当該都道府県の区域内の市町村若しくは当該市町村が設立した地方独立行政法人から当該市町村のが 市町村が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者 町村若
- 前号に掲げる者に準ずる者として当該市町村の長が定める者
- 2 議会その他 都道府県知事は、 の合議制 前項の規定による提供を行おうとするときは、 の機関の意見を聴かなければならない。 あらかじめ、 前条第二項に規定する審
- 3 5 かじめ、 市 町村長は、 審議会その他 第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めようとするときは、 1の合議 制 の機関 の意見を聴くとともに、 都道府県知事に協議 ん しなければならな あ
- 4 予防に関する学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。 前項に規定する審議会その他の合議 制 \mathcal{O} 機関の委員その他 の構成員には、 が がん医療等又はがんの

(病院等への提供)

第二十条 究のため、 都道府県知事は、 当該病院等の管理者から、 当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研 当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県が ん情報 (厚生労

報に限 ばならない。 働省令で定める生存確認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定する附 この場合においては、 の提供の請求を受けたときは、 第十七条第一項ただし書の規定を準用する。 全国が ん登録データベ ースを用 いて、 その提供を行わなけれ 属情

(その他の提供)

第二十一条 れに必要な限度で、 の全国が 対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、 ん登録情報であって当該都道府県 厚生労働大臣は、 全国がん登録データベ 都道府県知事又は第十八条第一項各号に掲げる者から、 ースを用 の住民であった者に係るものの提供の求めを受けたときは、こ 1 て、 その提供を行うことができる。 当該都道府県に係る都道府県が 当該都道府県のがん この場合にお ん情報以外

は、 ては、 情報以外の全国がん登録情報であって当該市町村の住民であった者に係るものの提供の求めを受けたとき 要ながんに係る調査研究のため、これらの者が同項の規定により提供を受けることができる都道府県がん 厚生労働大臣は、 これに必要な限度で、 第十七条第一 第十九条第一 項ただし書 全国がん登録データベ の規定を準用する。 項各号に掲げる者から、 ースを用いて、 当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必 その提供を行うことができる。 この場合

2

においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

3 要な限度で、 求めを受けた場合において、 厚生労働大臣は、 全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報の提供を行うことができる。 がんに係る調査研究を行う者から二以上の都道府県に係る都道府県がん情報の提供 次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、 当該がんに係る調査研究に必 この場 \mathcal{O}

合においては、 第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

当該がんに係る調査研究が、

当該が んに係る調査研究を行う者が、 が んに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するも

がん医療の質の向上等に資するものであること。

のの実績を相当程度有すること。

う。) んに罹患した者の当該がんの罹患又は診療に係る情報に関する秘密 当該がんに係る調査研究を行う者が、 の漏えいの防止その他の当該全国がん登録情報の適切な管理のために必要な措置を講じているこ 当該提供を受ける全国がん登録情報を取り扱うに当たって、が 。 以 下 「がんの罹患等の秘密」とい

兀 当該提供の求めを受けた全国がん登録情報に係るがんに罹患した者が生存している場合にあっては、

کی

当該がんに係る調査研究を行う者が、 当該がんに罹患した者から当該がんに係る調査研究のために当該

全国が ん登録情報が提供されることについて同意を得ていること。

4 厚生労働大臣は、 がんに係る調査研究を行う者から二以上の都道府県に係る都道府県がん情報につき匿

名化が行われた情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、

当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報の匿名

ては、 その提供) を行うことができる。 この場合においては、 第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

(当該提供の求めを受けた情報が特定匿名化情報である場合にあっ

化及び当該匿名化を行った情報の提供

当該が んに係る調査研究が、 が ん医療の質の向上等に資するものであること。

当該が、 んに係る調 査 研究を行う者が、 当該提供を受ける全国が ん登録情報 の匿名化が行われた情 報を

取り扱うに当たって、 当該匿名化が行われた情報について、 その漏えい、 滅失及び毀損の防止その 他の

適切な管理のために必要な措置を講じていること。

5 厚生労働大臣は、 全国がん登録データベースを用いて、 前項の提供の求めを受ける頻度が高いと見込ま

れる情報について、 あらかじめ、 全国がん登録情報の匿名化を行い、 当該匿名化を行った情報を全国がん

登録データベースに記録することができる。

6 厚生労働大臣は、 第四項の規定により匿名化を行った情報が、 当該情報を全国がん登録データベースに記録することができる。 同項の提供の求めを受ける頻度が高

見込まれる情報であるときは、

- 7 は第五項の規定による匿名化を行おうとするときは、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の 厚生労働大臣は、第一項から第三項までの規定による提供、第四項の規定による匿名化若しくは提供又
- 意見を聴かなければならない。

を受けた場合において、

- 8 都道府県知事は、 がんに係る調査研究を行う者から当該都道府県に係る都道府県がん情報の提供の求め
- 限度で、 全国がん登録データベースを用いて、 その提供を行うことができる。 この場合においては、

次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、

当該がんに係る調査研究に必要な

- 七条第一項ただし書の規定を準用する。
- 当該がんに係る調査研究が、 がん医療の質の向上等に資するものであること。
- 当該がんに係る調査研究を行う者が、がんに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するも

のの実績を相当程度有すること。

三 当該がんに係る調査研究を行う者が、 当該提供を受ける都道府県がん情報を取り扱うに当たって、が

ん \mathcal{O} 罹 患等 が秘: 密 \mathcal{O} い漏えい の防止その他 の当該都道府県が ん情報の適切な管理のために必要な措置を講

じていること。

兀 当該提供の求めを受けた都道府県がん情報に係るがんに罹患した者が生存している場合にあっては、

当該がんに係る調査研究を行う者が、当該がんに罹患した者から当該がんに係る調査研究のために当該

都道府県が ん情報が提供されることについて同意を得ていること。

都道府県知事は、 が んに係る調査研究を行う者から当該都道府県に係る都道府県がん情報につき匿名化

9

が 行わ れ た情報 の提供 の求めを受けた場合において、 次に掲げる要件のいずれにも該当するときは 当該

が んに係る調 査研究に必要な限度で、 全国がん登録データベースを用いて、 都道府県が ん情報 \mathcal{O} 匿 |名化及

び当該匿名化を行った情報の提供 (当該提供の求めを受けた情報が都道府県がん情報に係る特定匿名化情

報である場合にあっては、 その提供)を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし

書の規定を準用する。

当該がんに係る調査研究が、 がん医療の質の向上等に資するものであること。

当該がんに係る調査研究を行う者が、 当該提供を受ける都道府県がん情報の匿名化が行われた情! 報を

取り扱うに当たって、 当該匿名化が行わ れた情報について、 その漏えい、 滅失及び毀損の防止その 他 \mathcal{O}

適切な管理のために必要な措置を講じていること。

10 都道府県知事は、 第八項の規定による提供又は前項の規定による匿名化若しくは提供を行おうとすると

きは、 あらかじめ、 第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならな

\ \ \

(都道府県がんデータベース)

第二十二条 都道府県知事 は、 当該都道府県のが ん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調 査研究に

利用するため、 次の各号のいずれかに該当する情報と都道府県が ん情報の全部又は 一部を一体的 に記

及び保存する必要があると認めるときは、 全国がん登録データベースを用いて、 一を限り、 これらの情 報

及び第三項の規定により匿名化を行った情報を記録し、及び保存するデータベースを整備することができ

る。

この法律の施行の日前に診断された当該都道府県の住民のがんの罹患、 診療、 転帰等に関する情報を

収集し、 及び保存する事業であって、 全国がん登録に類するものとして政令で定めるものにより収集さ

れたこれらの情報

当該都道 府県の区域内の病院等の管理者、 市町村その他のがんに係る調査研究における有用性が認 8

られる情報を保有する者として政令で定める者から得られた届出対象情報以外のがんの罹患、 診療、 転

帰等に関する情報

2 都道府県知事は、 前項のデータベース (以下この章において 「都道府県がんデータベース」という。)

を整備しようとするとき又は都道府県がんデータベースに記録し、 及び保存する情報の対象範囲を拡大し

ようとするときは、 あらかじめ、 第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制 \mathcal{O} 機関 の意見を聴 かな

ければならない。 ただし、 都道府県がんデータベ] スに記録し、 及び保存しようとする情報が、 都道 府 県

におけるがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のために利用されることが想定される

情報として政令で定める情報である場合は、この限りでない。

3 都道府県知事は、 都道府県がんデータベースにおいて保存する都道府県がん情報について、 第十五条第

項の規定によりこれに相当する全国がん登録情報の匿名化が行われなければならない期日までに匿名化

を行い、又は消去しなければならない。

4 都道 府県 知事 は 前 項 の規定による匿名化を行おうとするときは、 あらかじめ、 第十八条第二項に規定

する審議会その他の合議 制の機関の意見を聴かなければならない。

5 都道府県がんデータベースを整備した場合における第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条並びに

前条第八項及び第九項の規定の適用については、第十八条第一項中「全国がん登録データベース」とある

のは 「全国がん登録データベース又は第二十二条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、

定匿名化情報」 とあるのは 「特定匿名化情報若しくは同条第三項の規定により匿名化を行った情報」と、

第十九条第一 項中 「特定匿名化情報」とあるのは 「特定匿名化情報若しくは第二十二条第三項の 規定によ

り 匿: 名化を行った情報」 と、 「全国がん登録データベース」 とあるのは 「全国がん登録データベ] ・ス又は

同条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、第二十条中「全国がん登録データベース」とある

のは 「全国がん登録データベース又は第二十二条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、 前条

「全国がん登録データベース」とあるのは 「全国がん登録データベ ース又は次条第二項に規定す

る都道府県がんデータベース」と、 同条第九項中「全国がん登録データベース」 とあるのは 「全国がん登

録データベース又は次条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、 「特定匿名化情報」 とあるの

は 「特定匿名化情報又は同条第三項の規定により匿名化を行った情報」とする。

第四節 権限及び事務の委任

(厚生労働大臣の権限及び事務の委任)

次に掲げる厚生労働大臣の権限及び事務は、 独立行政法人国立がん研究センター(以下「国立

がん研究センター」という。)に行わせるものとする。

第五条第一項、 第八条第一項、 第九条、第十条、 第十二条第一項、 第十三条、 第十四条並びに第十五

条第一項及び第二項に規定する権限及び事務

第十七条の規定による提供に係る権限及び事務 (全国がん登録情報の提供の決定及び当該提供を行お

うとするときにおける意見の聴取を除く。)、第二十一条第一項から第四項までに規定する権限。 及び事

務 (全国がん登録情報の提供の決定を除く。) 並びに同条第五項、第六項及び第七項 (同条第一項から

第三項までの規定による提供を行おうとするときに係る部分を除く。)に規定する権限及び事務

前項の場合においては、第十五条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは 「独立行政法人国立がん研究セ

2

議制の機関」と、第十七条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは 規定により読み替えて適用する第十五条第二項の合議制の機関」とする。 五項の規定による匿名化」と、 する第十五条第二項の合議制の機関」と、第二十一条第七項中「厚生労働大臣」とあるのは ンター」と、 人国立がん研究センター」と、 しくは提供又は第五項の規定による匿名化」とあるのは 「第十五条第二項に規定する審議会等」とあるのは「第二十三条第二項の規定により読み替えて適用 で政令で定めるもの」とあるのは 「審議会等 (国家行政組織法 「第一項から第三項までの規定による提供、 「第十五条第二項に規定する審議会等」とあるのは 「合議制の機関」と、 (昭和二十三年法律第百二十号) 「第四項の規定による匿名化若しくは提供又は第 同条第三項中 「独立行政法人国立がん研究センター」 第四項の規定による匿名化若 「審議会等」 第八条に規定する機関をい 「第二十三条第二項の とあるのは 「独立行政法

(都道府県知事の権限及び事務の委任)

第二十四条 政令で定める者に、 都道府県知事は、次に掲げる当該都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として これらの権限及び事務を行わせることができる。

第六条第一項、 第八条、 第十条第二項、 第十三条第二項及び第十六条に規定する権限及び事務

第十八条第一項、 第十九条第一項、 第二十条並びに第二十一条第八項及び第九項の規定による提供に

係る権限及び事務 (当該提供の決定及び第十八条第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準

ずる者を定めるものを除く。)

三 第二十二条第一項及び第三項に規定する権限及び事務 (都道府県がんデータベースの整備に係る決定)

都道府県がんデータベースに記録し、及び保存する情報の対象範囲の拡大に係る決定並びに同項の匿名

化の方法に係る決定を除く。)

2 前項の規定により第十条第二項又は第十三条第二項の事務の委任が行われた場合においては、 第十条第

項又は第十三条第一項中 「関係都道府県知事」とあるのは、 「関係都道府県知事から第二十四条第一項

の規定により権限及び事務の委任を受けた者」とする。

第五節 情報の保護等

(国等による全国がん登録情報等の適切な管理等)

第二十五条 厚生労働大臣及び国立がん研究センターは、 第一節から第三節までの規定による事務を行うに

当たっては、全国がん登録情報等及びその匿名化を行った情報並びに死亡者情報票に記録され、 又は記載

された情報について、 その漏えい、 滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じな

ければならない。

2 都道 府県知事 (都道府県の設置する保健所の長並びに前条第一項の規定により権限及び事務の委任を受

けた者を含む。 第四項、 次条、 第二十八条第六項、第二十九条第六項及び第三十九条第一項において同

じ。)は、第二節及び第三節の規定による事務を行うに当たっては、 都道府県がん情報 (当該都道府県 \mathcal{O}

区域内の病院等から届出がされた届出対象情報及び都道府県整理情報のうち、 まだ全国が ん登録データベ

スに記録されていない情報を含む。 以下 「都道府県がん情報等」 という。) 及びその匿 名化を行 つた情

報並 びに死亡者情報票に記録され、 又は記載された情報について、 その漏えい、 滅失及び毀損 0 防

止その

他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 市 町村長 (第十一条第一項に規定する指定都市の区長及び同項に規定する市又は特別区の設置する保健

所 の長を含む。 次項、次条、第二十八条第六項、第二十九条第六項及び第三十九条第二項にお いて同

)は、第十一条第一項及び第二項の規定による事務を行うに当たっては、死亡者情報票に記録され、

又は記載される情報について、 その漏えい、 滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置

を講じなければならない。

4 の委託 務を行う場合について、 の取扱いに関する事務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について、 託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について、 第 項の規定 (二以上の段階にわたる委託を含む。 は厚生労働大臣又は国立がん研究センターから同項に規定する情報の取扱いに関する事務 第二項の規定は都道府県知事から同項に規定する情報の取扱いに関する事務の委 以下この節において同じ。)を受けた者が当該委託に係る業 前項の規定は市町村長から同項に規定する情報 それぞれ準用する。

第二十六条 受けた目的 知事又は市町村長にあっては、 しくは記載された情報について、 しくは都道府県が の範囲内でこれらの情報を利用する場合を含む。)を除き、利用し、 厚生労働大臣、 ん情報等若しくはこれらの情報の匿名化を行った情報又は死亡者情報票に記録され、 国立が 同節の規定によりこれらの情報の提供を受けた場合において、その提供を 第二節及び第三節の規定による場合 ん研究センター、 都道府県知事及び市町村長は、 (国立がん研究センター、 又は提供してはならない。 全国がん登録情報等若 都道府県 若

(国等による全国がん登録情報等の利用及び提供等の

制限)

(国等による全国がん登録情報等の保有等の制限)

第二十七条 厚生労働省、 国立が ん研究センター、 都道府県 (第二十四条第一項の規定により権限及び事務

れらの情報 の匿名化を行った情報又は死亡者情報票に記録され、 若しくは記載された情報について、 全国

の委任を受けた者を含む。

及び市

町村

は、

全国が

ん登録情報等若しくは都道府県が

ん情報等若しく

が ん登録データベースにおいて保存する場合又は都道府県がんデータベースにおいて保存する場合を除き、

第二節及び第三節の規定による利用又は提供 (国立がん研究センター、 都道府県又は市町村にあっては、

同 節節 の規定によりこれらの情報の提供を受けた場合におけるその提供を受けた目的に係るこれらの情 報 \mathcal{O}

利用 (以下この条において 「受領情報の利用」という。)を含む。)に必要な期間 同 節 O規定による利

用 (受領情 報の利用を含む。)に係る全国が ん登録情報又は都道府県がん情報については、 政令で定める

期間を限度とする。)を超えて保有してはならない。

(全国が ん登録情報等 \mathcal{O} 取扱い の事務に従事する国 \mathcal{O} 職員等の秘密保持義務

第二十八条 第一 節から第三節までの規定による全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する厚生労働省

の職員若しくは職員であった者又は国立がん研究センターの役員若しくは職員若しくはこれらの 職にあ 0

た者は、 その事務に関して知り得た全国がん登録情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならな

- 2 第十五条第二項に規定する審議会等の委員その他の構成員若しくは第二十三条第二項の規定により読み
- 替えて適用する第十五条第二項の合議制の機関の委員その他の構成員又はこれらの者であった者は、 第十
- 七条第二項若しくは第二十一条第七項(これらの規定を第二十三条第二項の規定により読み替えて適用す
- る場合を含む。)又は第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の規定により意
- 見を述べる事務に関して知り得た全国がん登録情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。
- 3 であった者は、 第二節及び第三節 その事務に関して知り得た都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らしては の規定による都道府県が ん情報等の取扱いの事務に従事する都道府県の職員又は職員
- ならない。
- 4 第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員又はこれらの者であった
- 者は、 同項 (同条第一項の規定による利用又は提供を行おうとするときに係る部分に限る。) 、第十九条
- 第二項、第二十一条第十項又は第二十二条第四項の規定により意見を述べる事務に関して知り得た都道府
- 県がん情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

5 任が 第二十四条第一項の規定により第二節及び第三節の規定による都道府県が あ った場合における当該委任に係る事務に従事する者又は従事して 7 た者 ん情報等の取扱い は、 都道 府県が ん情報 (T) 事務の委 報等

関するが んの罹患等 の秘密その他 のその事務に関して知り得た秘密を漏らしてはなら な

6 厚生労働大臣若しくは国立がん研究センター、 都道府県知事又は市町村長から第一節から第三節までの

規定による全国がん登録情報等、 都道府県がん情報等又は死亡者情報票に記録され、 若しくは記 載された

情 報 \bigcirc 取扱いに関する事務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従事する者又は従事 して

ん情報等に関するが

んの罹患等の秘密その他のその業務に関

して知り得た秘密を漏らしてはならない。

た者は、

全国が

ん登録情報等又は都道府県が

7 対象情 病 院等にお 報に関するが いて届出 んの に関する業務に従事する者又は従事してい 罹患等 \mathcal{O} 秘密を漏らしてはならない。 た者は、 その業務に関して知り得た届出

(全国がん登録情報等の取扱い の事務に従事する国の職員等のその他の義務

第二十九条 第一 節から第三節までの規定による全国がん登録情報等若しくはその匿名化が行われた情報又

は死亡者情報票に記録され、 若しくは記載された情報の取扱いの事務に従事する厚生労働省の職員若しく

は職員であった者又は国立がん研究センターの役員若しくは職員若しくはこれらの職にあった者は、 その

事務に関して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、 又は不当な目的に使用してはならない。

2 第十五条第二項に規定する審議会等の委員その他の構成員若しくは第二十三条第二項の規定により読み

替えて適用する第十五条第二項の合議制の機関の委員その他の構成員又はこれらの者であった者は、 第十

七条第二項若しくは第二十一条第七項(これらの規定を第二十三条第二項の規定により読み替えて適用す

見を述べる事務に関して知り得た全国がん登録情報又はその匿名化が行われた情報をみだりに他人に知ら る場合を含む。)又は第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の規定により意

せ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 第二節及び第三節 の規定による都道府県が ん情報等若しくはその匿名化が行われた情報若しくは死亡者

情報票に記録され、若しくは記載された情報の取扱いの事務に従事する都道府県の職員若しくは職員であ

った者又は第二十四条第一項の規定により当該事務の委任があった場合における当該委任に係る事務に従

事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務に関して知り得たこれらの情報をみだりに他人に

知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 者は、 県がん情報又はその匿名化が行われた情報をみだりに他人に知らせ、 第十八条第二項に規定する審議会その他 同項 第二十一条第十項又は第二十二条第四項の規定により意見を述べる事務に関して知り得た都道府 同 条第一 項の規定による利用又は提供を行おうとするときに係る部分に限る。 この合議 制 の機関の委員その他の構成員又はこれらの者であった 又は不当な目的に使用してはならな 第十 九

5 に従事する市 第十 一条第 町村 一項及び第二項の規定による死亡者情報票に記録され、 の職員又は職員であった者は、 その事務に関して知り得た当該情報をみだりに他 又は記載された情報の取扱 いの 人に知 事 務

の委託 扱いに関する事務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者につ 係る業務に従事する者又は従事していた者について、 定は都道府県知事から同項に規定する情報の取扱いに関する事務の委託があった場合における当該委託に 第 があった場合における当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者について、 項の規定は 厚生労働大臣又は国立が ん研究センター 前項の規定は市町村長から同項に規定する情報 から同項に規定する情報の 取扱い に関する事 第三項 0 \mathcal{O} 規 務 取

6

らせ、

又は不当な目的に使用してはならない。

\ <u>`</u>

いて、それぞれ準用する。

7 病院等にお いて届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、 その業務に関して知り得た届出

対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(受領者等による全国がん登録情報の適切な管理等)

第三十条

第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行

われた情報の提供を受けた者は、 当該提供を受けたこれらの情報を取り扱うに当たっては、 これらの情 報

について、 その漏えい、 滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければなら

ない。

2 前 項 の規定は、 同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱いに関する事務又は業務の委託を受け

た者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。

(受領者等による全国がん登録情報の利用及び提供等の制限)

第三十一条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が

行われた情報の提供を受けた者 (国立がん研究センター、 都道府県知事 (第二十四条第一項の規定により

権限及び事務の委任を受けた者を含む。 第四十二条第一項において同じ。) 及び市町村長を除く。 次条に

お V て同じ。) は、 これらの情報について、 その提供を受けた目的以外の 目的 のために利用 又は 供

してはならない。

2 前項の規定は、 同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱いに関する事務又は業務の委託を受け

た者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。

(受領者による全国がん登録情報の保有等の制限)

第三十二条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報 の匿名化が

行われた情 報の提供を受けた者は、 これらの情報について、 その提供を受けた目的に係る利用に必要な期

間 (全国が ん登録情報又は都道府県がん情報については、 政令で定める期間を限度とする。) を超えて保

有してはならない。

(受領者等に係る全国がん登録情報の取扱いの事務等に従事する者等の秘密保持義務)

第三十三条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報の提供を受けた場合における

これらの情報の取扱いの事務若しくは業務に従事する者若しくは従事していた者又は当該提供を受けた者

からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託があった場合における当該委託に係る業務に

従事する者若しくは従事していた者は、 それぞれその事務又は業務に関 して知り得たこれらの 情報に関 す

るが んの罹患等の秘密を漏らしてはならな

(受領者等に係る全国がん登録情報の取扱いの事務等に従事する者等のその他の義務)

第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報若しくはこれらの情報の匿名

第三十四条

の事務若しくは業務に従事する者若

化が行われた情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱い

しくは従事していた者又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務 \mathcal{O} 委

託があ った場合における当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、 それぞれその 事 務

又は業務に関 して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、 又は不当な目的に使用してはならな

開 示 等の 制 限

第三十五条 全国がん登録情報等、 都道府県がん情報等及び都道府県がんデータベースに記録された第二十

二条第一項各号に掲げる情報については、 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成十五年

法律第五十八号) 第四章、 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五

十九号) 第四章その他の個人情報の保護に関する法令 (条例を含む。) の規定にかかわらず、これらの規

定による開 示、 訂正 (追加又は削除を含む。 利用の停止、 消去又は提供の停止を求めることができな

V :

(報告の徴収)

第三十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三節の規定

により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報の提供を受けた者 (都道府県知事及び市町村長を除く。

次条において同じ。) 又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委

託を受けた者に対し、これらの情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(助言)

第三十七条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、 この節の規定の施行に必要な限度において、 第三節の規定

により全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供を受けた者に対し、これらの情報の取扱いに関し必

要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十八条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、 前条に規定する者が第三十条第一項、第三十一条第一項又

は第三十二条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは

当該者に対し、 当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告すること

ができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、 前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に

係る措置をとらなかった場合において個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認めるときは、 当

該者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、 前二項の規定にかかわらず、第三十六条に規定する者が第三十条、

第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため

緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該者に対し、 当該違反行為の中止その他違反を是正する

ために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第六節 雑則

(都道府県等の支弁)

第三十九条 第二節の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用は、 都道府県の支弁とする。

2 第十一条第 項及び第二項の規定により市町村長が行う事務の処理に要する費用は、 市町村の支弁とす

る。

(費用の補助等)

第四十条 国は、政令で定めるところにより、 前条の費用の一部を補助するものとする。

病院等における届出に必要な体制の整備を図るため、

必要な財政上の措置その他の措置を講ずる

ものとする。

2

国は、

(手数料)

第四十一 条 第二十一条第三項又は第四項の規定により国立がん研究センターから全国がん登録情報又はそ

の匿名化が行われた情報の提供を受ける者は、 実費を勘案して政令で定める額の手数料を国立がん研究セ

ンターに納めなければならない。

- 2 前項の規定により国立がん研究センターに納められた手数料は、 国立がん研究センターの収入とする。
- 3 都道府県は、 第二十一条第八項又は第九項の規定による都道府県がん情報又はその匿名化が行われた情

報の提供の事務の一部を第二十四条第一項の規定により委任する場合であって、 地方自治法第二百二十七

条の規定に基づきこれらの情報の提供に係る手数料を徴収する場合においては、 当該委任を受けた者から

これらの情報の提供を受けようとする者に、条例で定めるところにより、 当該手数料を当該委任を受けた

者へ納めさせ、その収入とすることができる。

(施行の状況の公表等)

第四十二条 厚生労働大臣は、 国立がん研究センター及び都道府県知事に対し、この章の規定の施行の状況

について報告を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、 毎年度、 前項の報告その他のこの章の規定の施行の状況に関する事項を取りまとめ、

その概要を公表するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第四十三条 この章に定めるもののほか、全国がん登録データベースへの記録の方法その他この章の規定の

施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 院内がん登録等の推進

(院内がん登録の推進)

第四十四条 専門的· なが ん医療の提供を行う病院その他の地域におけるがん医療の確保について重要な役割

を担う病院の開設者及び管理者は、 厚生労働大臣が定める指針に即して院内がん登録を実施するよう努め

るものとする。

2 国は、 前項の院内がん登録の実施に必要な体制の整備を推進するため、 必要な財政上の措置その他の措

置を講ずるものとする。

3

都道府県は、

第一項の院内がん登録の実施に必要な体制の整備を推進するため、

必要な財政上の措置そ

の他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(がん診療情報の収集等のための体制整備)

第四十五条 国は、 がん医療の提供を行う病院及び診療所の協力を得てがん診療情報を収集し、これを分析

する体制を整備するために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 がん登録等の情報の活用

(国及び地方公共団体による活用)

れた知見を、 幅広く収集し、 当該情報を利用して自ら行ったがんに係る調査研究により得られた知見と併

せて、がん対策の充実を図るために活用するものとする。

2 国及び都道府県は、前項に規定する知見に基づき、がん医療の提供を行う病院及び診療所に対し、その

提供するがん医療の分析及び評価に資する情報その他のがん医療の質の向上に資する情報を提供するもの

とする。

3 国及び都道府県は、 第一項の情報を利用して作成した統計その他同項に規定する知見について、 国民が

理解しやすく、 かつ、 がん患者のがんの治療方法の選択に資する形で公表するよう努めるとともに、これ

らを活用したがん患者及びその家族その他国民に対する相談支援を推進するために必要な施策を講ずるも

のとする。

4 市町村は、第十九条第一項及び第二十一条第二項の規定により提供を受けた全国がん登録情報、 都道府

県がん情報等を活用して、その行うがん検診の質の向上その他のがん対策の充実に努めるものとする。

(病院及び診療所による活用)

第四十七条 がん医療の提供を行う病院及び診療所の管理者は、 当該病院及び診療所に係るがん診療情報、

第二十条の規定により提供を受けた情報、 前条第二項の情報等を活用して、 がん患者及びその家族に対

てがん及びがん医療について適切な情報の提供を行うよう努めるとともに、 その提供するがん医療の分析

及び評価等を通じたその質の向上に努めるものとする。

(研究者による活用)

第四十八条 全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報の提供を受けた研究者は、 その行う

が んに係る調査研究を通じて、 がん医療の質の向上等に貢献するよう努めるものとする。

第五章 雑則

(人材の育成)

第四十九条 国及び都道府県は、 がん登録に関する事務又は業務に従事する人材の確保及び資質の向上のた

め、必要な研修その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(意見の聴取)

第五十条 厚生労働大臣は、 次に掲げる場合には、 あらかじめ、 第十五条第二項に規定する審議会等の意見

四八

を聴かなければならない。

第二条第一項、 第十五条第一項、第二十二条第一項第二号及び第二項、 第二十七条並びに第三十二条

の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合

第五条第一項第四号から第七号まで、第九号(死亡の原因に関する事項を定める厚生労働省令に係る

部分に限る。)及び第十号、第六条第一項第四号から第七号まで及び第九号、第十七条第一項第三号並

びに第二十条 (生存確認情報を定める厚生労働省令に係る部分に限る。) の厚生労働省令の制定又は改

廃をしようとする場合

(事務の区分)

第五十一 第六条 (第三項及び第四項を除く。)、第七条、 第八条第一項、第十条第二項 (第十三条第二

項において準用する場合を含む。)及び第十一条の規定により都道府県又は市町村が処理することとされ

てい る事務は、 地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六章 罰則

第五十二条 第二十八条第一項から第六項まで又は第三十三条の規定に違反して全国がん登録情報等又は都

道府県が ん情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、 二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に

処する。

第五十三条 第二十八条第五項又は第六項の規定に違反して秘密 (全国がん登録情報等又は都道府県がん情

報等に関するがんの罹患等の秘密を除く。)を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に

奴する

第五十四条 次の各号に掲げる者が、 当該各号に定める情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提

供し、 又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条第一項から第五項までに規定する者 その事務に関 して知り得た当該各項に規定する情報

第二十九条第六項に規定する者 その業務に関して知り得た同項において準用する同条第 項、 第三

項又は第五項に規定する情報

第三十四条に規定する者 その事務又は業務に関して知り得た同条に規定する情報 (匿名化が行われ

ていない情報に限る。)

第五十五条 第二十八条第七項の規定に違反して届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、

六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 第三十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、 六月以下の懲役又は三十万円

以下の罰金に処する。

第五十七条 第三十四条に規定する者が、その事務又は業務に関して知り得た同条に規定する情報 (匿名化

が行われていない情報を除く。)を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき

は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第三十六条の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処す

る。

第五十九条 第五十二条から第五十五条まで及び第五十七条の罪は、 日本国外においてこれらの罪を犯した

者にも適用する。

第六十条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同

の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務に関して、 第五十六条又は第五十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、 その法人又

は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、 その代表者又は管理人が、 その 訴訟行為に

つき法人でない団体を代表するほか、 法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定

を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、附則第三条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この法律の施行の日 (以下この項及び次条において「施行日」という。)前に開始されたがんに係

る調査研究として政令で定めるものが、その規模その他の事情を勘案して、施行日後に、その対象とされ

ている者 (施行日前から対象とされている者その他これに準ずる者として政令で定める者に限る。) の第

二十一条第三項第四号又は第八項第四号の同意を得ることが当該がんに係る調査研究の円滑な遂行に支障

を及ぼすものと認められる場合として政令で定める場合に該当するものである場合において、 当該対象と

されている者について、これらの同意に代わる措置として厚生労働大臣が定める指針に従った措置に が .講じ

られているときは、当該がんに係る調査研究を行う者が同条第三項又は第八項の規定による提供 の求めを

行った場合における当該対象とされている者に係る全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供につい

ては、 同条第三項第四号又は第八項第四号の規定は、適用しない。

2 厚生労働大臣は、 前項の政令の制定若しくは改廃の立案をし、又は同項の指針を定め、若しくは変更し

ようとするときは、 あらかじめ、 第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

(準備行為)

厚生労働大臣は、 次に掲げる場合には、 施行日前においても、 第十五条第二項に規定する審議会等

の意見を聴くことができる。

第二条第一項、第十五条第一項、第二十二条第一項第二号及び第二項、第二十七条、第三十二条並び

に前条第一項の政令の制定の立案をしようとするとき。

第五条第一項第四号から第七号まで、第九号(死亡の原因に関する事項を定める厚生労働省令に係る

びに第二十条 部分に限る。)及び第十号、第六条第一項第四号から第七号まで及び第九号、第十七条第一項第三号並 (生存確認情報を定める厚生労働省令に係る部分に限る。) の厚生労働省令の制定をしよ

うとするとき。

三 前条第一項の指針を定めようとするとき。

2 都道府県知事は、第十八条第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めようとす

るときは、 施行日前においても、 同条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴くことが

できる。

3 市町村長は、 第十九条第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めようとすると

施行日前においても、 同条第三項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴くとともに、

都道府県知事に協議することができる。

4 国立がん研究センターは、施行日前においても、第五条第一項の規定による全国がん登録データベース

の整備その他のこの法律に基づく全国がん登録の実施に関する事務の実施に必要な準備行為をすることが

できる。

(検討)

第四条 政府は、 この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案して必要があると認

めるときは、 全国がん登録のための情報の収集の方法、 全国がん登録情報の利用及び提供の在り方その他

がん登録等に関する施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部改正)

第五条 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律 (平成二十年法律第九十三号)の一

部を次のように改正する。

第十三条に次の一項を加える。

2 国立がん研究センターは、 前項の業務のほか、 がん登録等の推進に関する法律 (平成二十五年法律第

号)の規定に基づき、全国がん登録の実施に関する事務を行う。

第二十四条第一項中「第十三条第一号」を「第十三条第一項第一号」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

が 五年法律第 ん登録等の 推進に関する法律 号) (平成二十 第六条 府県又は市町村が処理することとされている事務 用する場合を含む。)及び第十一条の規定により都道 条第一項、第十条第二項(第十三条第二項において準 (第三項及び第四項を除く。 第七条、 第八

(土地収用法の一部改正)

第七条 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三十四号の三中「第十三条第一号」を「第十三条第一項第一号」に改める。

(政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

理 由

進し、 いて定めることにより、 ともに、 基づき実施するため、全国がん登録の実施並びにこれに係る情報の利用及び提供、 国民に対するがん、がん医療等及びがんの予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に となっている現状に鑑み、 が んが国民 院内がん登録等の推進に関する事項を定め、 の疾病による死亡の最大の原因となっている等が が かんの罹患、 がん対策基本法の趣旨にのっとり、 診療、 転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推 あわせて、がん登録等により得られた情報の活用に が んが国民の生命及び健康にとって重大な問 ん医療等の質の 向上及びがんの予防 保護等について定めると の推 題 進

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約二十三億二千万円の見込みである。